

現在、次の営業（食品の製造・加工）※¹を営んでいる方は
基準に適合した施設・設備を整え、

令和6年5月31日までに
許可を受けなければいけません。

食品衛生法が改正され、許可が必要な営業が追加されました。

注：平成30年改正、令和3年6月施行、経過措置 令和6年5月31日まで

新たに許可が必要となる営業（食品の製造・加工）の例※¹

水産製品製造業（いりこ・魚の干物 等）

漬物製造業（梅干・たくあん漬・奈良漬・白菜漬け 等）

密封包装食品製造業（密封され常温流通する食品）

食品の小分け業（食品を小分け包装する営業）

そうざい製造業（そうざい半製品を製造する営業）

液卵製造業 等

許可に当たっては条例※²に基づき施設・設備が審査されます。

※2：食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例（令和2年12月15日山口県条例第45号）

<ご注意>

令和3年6月以降、新たに食品の製造・加工を始める方※は、保健所の許可を取得するまで営業することができません。

該当する方は速やかに製造所を管轄する保健所に相談してください。

※すでに保健所に届出を行うなど、令和3年5月までに営業していたことが確認できる方は、令和6年5月31日までに許可を取得してください。

<連絡・相談先>

環境保健所	電話番号	環境保健所・保健所	電話番号
岩国環境保健所	0827-29-1527	防府保健所	0835-22-3740
柳井環境保健所	0820-22-3631	宇部環境保健所	0836-39-9862
周南環境保健所	0834-33-6426	長門環境保健所	0837-22-2811
山口環境保健所	083-934-2535	萩環境保健所	0838-25-2665